

資料編



1 北名古屋市の県に占める位置

本市の人口は、県全体の人口の 1.1%を占めています。これを「1」として本市の水準をみると、女性就業者数は 1.1 倍と県平均を上回っています。

65 歳以上のいる世帯は 0.9 倍で県平均を下回っていますが、核家族世帯は 1.1 倍で県平均を上回っています。農業は、農家数 1.1 倍、農業従事者数 1.0 倍と県平均並みですが、農業産出額は 0.2 倍と県平均を大幅に下回り、自給用、兼業農家の多さがうかがえます。工業は、事業所数が 1.3 倍と県平均を上回り、従業者数が 0.9 倍と県平均ですが、出荷額等は 0.5 倍と県平均より低くなっています。また、商業は、小売・卸売共に、事業所数・従業者数・販売額とも県平均を下回っています。

医療は、病院・診療所数、医師数、病床数とも県平均を大きく下回っています。

県に占める位置

項 目			愛知県	北名古屋市の	県に占める割合	指標 ※
人口	総人口 (人)	(H17)	7,254,704	78,078	1.1%	1.0
	女性就業者数	(H17)	1,503,643	17,183	1.1%	1.1
土地	面積 (K m ²)	(H17)	5,125.07	18.37	0.4%	0.3
世帯数等	世帯数	(H17)	2,758,637	29,186	1.1%	1.0
	65 歳以上のいる世帯	(H17)	846,253	8,477	1.0%	0.9
	核家族世帯	(H17)	1,600,828	18,395	1.1%	1.1
	出生者数	(H17)	66,274	865	1.3%	1.2
住宅	着工新設住宅戸数	(H16)	71,082	857	1.2%	1.1
農業	農家数 (戸)	(H17)	91,746	1,109	1.2%	1.1
	農業従事者数	(H17)	153,763	1,654	1.1%	1.0
	農業産出額 (1000 万円)	(H17)	32,750	78	0.2%	0.2
工業	事業所数	(H17)	23,125	324	1.4%	1.3
	従業者数 (人)	(H17)	816,755	7,474	0.9%	0.9
	出荷額等 (100 万円)	(H17)	39,514,017	221,856	0.6%	0.5
商業	小売事業所数	(H16)	61,375	594	1.0%	0.9
	従業者数 (人)	(H16)	431,408	4,051	0.9%	0.9
	販売額 (100 万円)	(H16)	7,937,608	73,784	0.9%	0.9
	卸売事業所数	(H16)	25,547	212	0.8%	0.8
	従業者数 (人)	(H16)	267,382	2,536	0.9%	0.9
	販売額 (100 万円)	(H16)	32,944,845	187,061	0.6%	0.5
医療	病院・診療所数	(H16)	5,060	39	0.8%	0.7
	病床数	(H16)	76,799	373	0.5%	0.5
	医師数 (人)	(H16)	13,295	53	0.4%	0.4

資料：国勢調査、国土地理院、農林業センサス、工業統計調査、商業統計調査、医療施設調査・病院報告等

※ 愛知県の総人口に占める割合である 1.1%を「1」として、各項目との比を表した数値。「1」以下では人口規模に比して水準が低いことを意味し、「1」以上の場合は、水準が高いことを意味している。

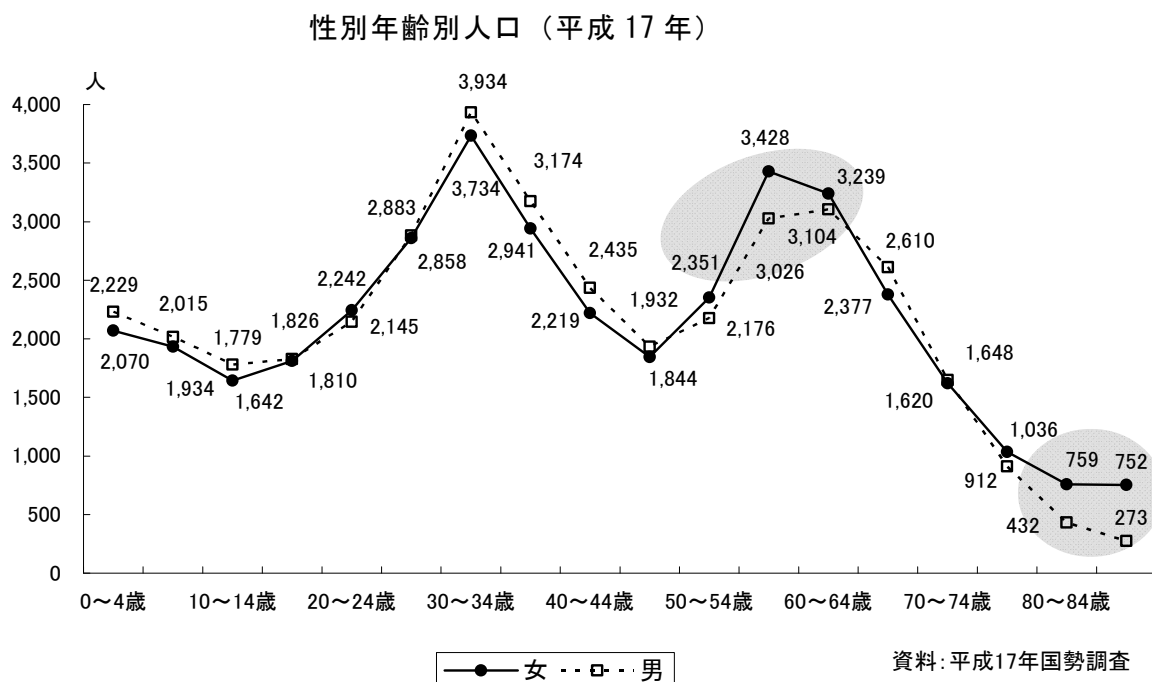
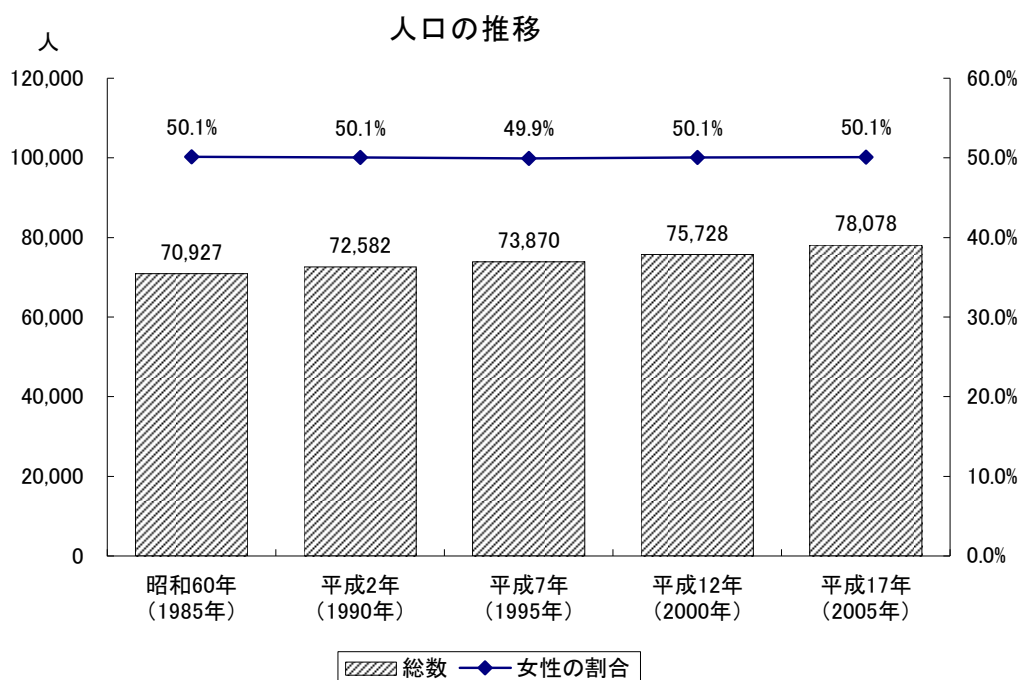
2 北名古屋市の状況

(1) 人口

平成17(2005)年（国勢調査結果）の本市の総人口は78,078人です。

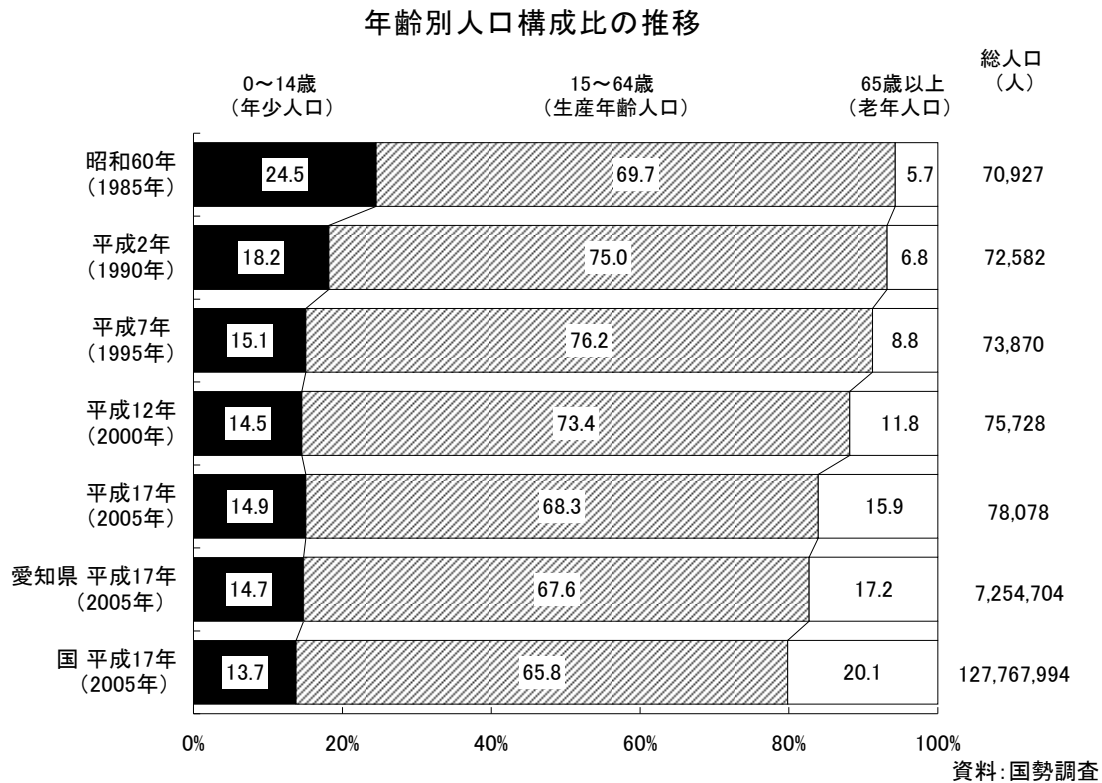
昭和60(1985)年の70,927人（同）から一貫して増加傾向です。総人口に占める女性の割合は、昭和60年の50.1%からほぼ横ばいで推移しています。

平成17年の男女別5歳階級別人口をみると、30～40歳代は男性が女性を大きく上回り、50歳代、60歳代前半、75歳以上は、逆に、女性が男性を上回っています。



平成17(2005)年(国勢調査結果)の年齢別人口構成比は年少(0～14歳)人口が14.9%、生産年齢(15～64歳)人口は68.3%、老年(65歳以上)人口15.9%です。昭和60年からの推移をみると、老年人口比が一貫して上昇する一方で、年少人口比、生産年齢人口比の低下が続く傾向です。

県の平成17年の老年人口比(17.2%)、国(20.1%)と比べると、本市の高齢化の進行ペースは、国や県より遅く、比較的若い市であるといえます。



(2) 世帯

平成17(2005)年(国勢調査結果)の一般世帯数※は28,589世帯です。ここ10年は一貫して増加傾向です。

平成17(2005)年の世帯型別世帯数の割合は、核家族世帯(ひとり親世帯※以外)が62.6%と高く、あとは単独世帯が23.5%、3世代世帯8.4%などです。

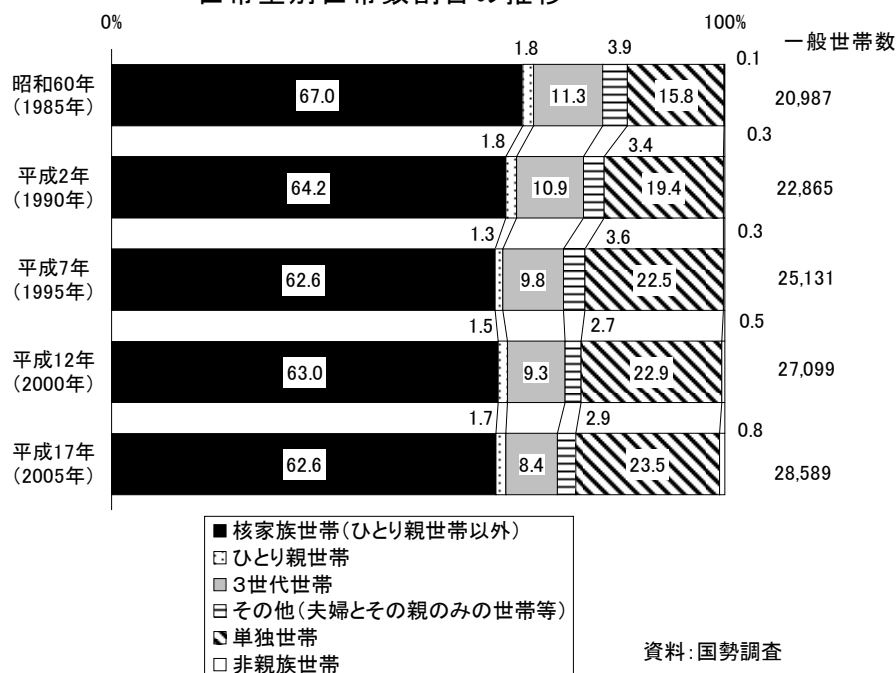
昭和60(1985)年からの推移をみると、単独世帯が上昇する一方で、3世代世帯が低下しています。核家族世帯(ひとり親世帯以外)もわずかに低下傾向です。

ひとり親世帯は、割合はほとんど変化がないものの、世帯数は昭和60(1985)年の1.3倍に増えています。

※ 一般世帯数: 総世帯数から施設等の世帯(学校の寮の入寮者や病院の入院者等の世帯)を除いた世帯数。

※ ひとり親世帯: 20歳未満の子どもと、女親又は男親からなる世帯を合計した世帯。

世帯型別世帯数割合の推移



世帯型別世帯数の推移

世帯型	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
核家族世帯（ひとり親世帯以外）	14,064	14,688	15,726	17,080	17,895
ひとり親世帯	371	407	319	419	500
3 世代世帯	2,378	2,497	2,466	2,524	2,395
その他（夫婦とその親のみの世帯等）	828	775	893	724	838
単独世帯	3,316	4,436	5,660	6,205	6,724
非親族世帯	30	62	67	147	237
一般世帯総数	20,987	22,865	25,131	27,099	28,589

資料：国勢調査

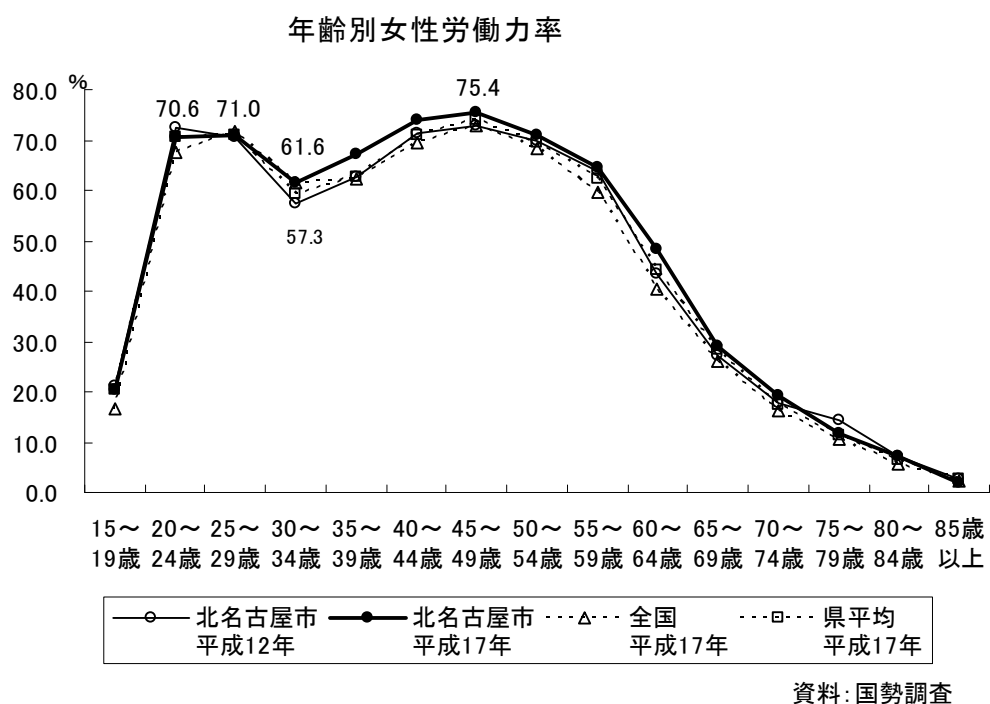
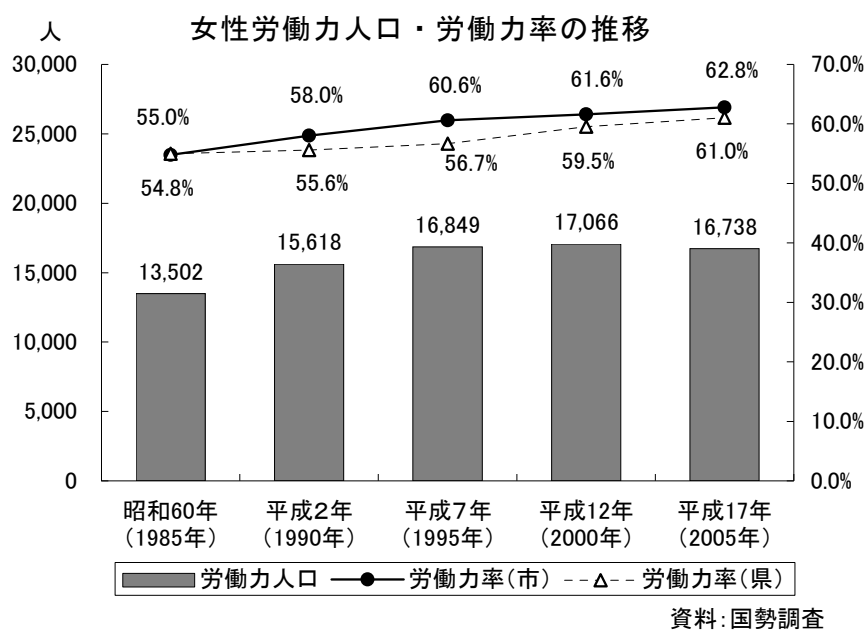
(3) 就業

平成17(2005)年（国勢調査結果）の本市の女性（15～64歳）労働力人口※は16,738人、労働力率（対象人口に占める労働力人口の割合）は62.8%です。労働力率は県平均（61.0%）をやや上回っています。平成12(2000)年から平成17(2005)年にかけてわずかに減少していますが、労働力率は上昇を続けています。

平成17年の年齢別女性労働力率は、20～24歳と25～29歳がそれぞれ70.6%、71.0%と高く、子育て期間の30～34歳にかけて61.6%にまで落ち込んだ後、ゆるやかなカーブを描いて再び上昇し、45～49歳で75.4%ともっとも高くなり、再び下降していくMカーブを描いています。平成12年と比べると「30～34歳」が4.3ポイント上昇したのをはじめ、30代以上の年齢層で上昇しています。国・県平均と比

※ 労働力人口：就業者数に完全失業者数を加えた人数

べても本市は全体的に労働力率が高く、特に35～39歳までは国・県平均より5ポイント前後高くなっています。



(4) 社会活動

① 委員会等への女性の登用状況

平成19(2007)年4月1日現在、本市の市議会議員24人のうち女性議員は6人で25.0%を占めています。

委員会等への女性の登用状況は、地方自治法に基づく行政委員会6のうち女性委員がいる委員会は3で50.0%にあたります。また、委員数36人のうち女性委員数は3人で、女性比率は8.3%です。また、審議会等（法令・条例設置）の21機関、委員数293人のうち、女性がいる委員会は、19機関（90.5%）、女性委員数81人（女性比率27.6%）です。

委員会等への女性の登用状況

名 称		女性数	男性数	合計	女性 比率(%)	男性 比率(%)	設置根拠	所管
市議会議員		6	18	24	25.0	75.0	地方自治法	議会
行政委員会	選挙管理委員会	1	3	4	25.0	75.0	地方自治法	行政
	公平委員会	0	3	3	0.0	100.0	条例	人事・秘書
	監査委員	0	2	2	0.0	100.0	地方自治法	行政
	固定資産評価審査委員会	0	3	3	0.0	100.0	地方税法	行政
	農業委員会	1	18	19	5.3	94.7	農業委員会等に関する法律	産業
	教育委員会	1	4	5	20.0	80.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	学校教育
	総 数	3	33	36	8.3	91.7		
(法令・審議会等 条例で設置されている)	特別職報酬等審議会	1	4	5	20.0	80.0	条例	人事・秘書
	情報公開・個人情報保護審査会	2	3	5	40.0	60.0	条例	行政
	行政改革推進委員会	2	8	10	20.0	80.0	条例	行革推進室
	国民健康保険運営協議会	3	6	9	33.3	66.7	条例	市民西
	次世代育成支援対策地域協議会	9	6	15	60.0	40.0	条例	児童
	児童福祉事業運営協議会	10	5	15	66.7	33.3	条例	児童
	保健センター運営協議会	2	7	9	22.2	77.8	条例	健康
	介護認定審査会	7	25	32	21.9	78.1	条例	福祉西
	障害者自立支援審査会	5	5	10	50.0	50.0	条例	福祉西
	都市計画審議会	4	15	19	21.1	78.9	条例	都市整備
	西春駅西土地区画整理審議会	0	10	10	0.0	100.0	条例	都市整備
	西春駅西土地区画整理評価員	0	3	3	0.0	100.0	条例	都市整備
	防災会議	1	22	23	4.3	95.7	災害対策基本法	防災
	国民保護協議会	1	23	24	4.2	95.8	武力攻撃事態等における国民のための措置に関する法律	防災
	廃棄物減量等推進審議会	4	11	15	26.7	73.3	条例	環境
	通学区域審議会	3	17	20	15.0	85.0	条例	学校
	社会教育委員	4	6	10	40.0	60.0	条例	生涯学習
	男女共同参画審議会	8	7	15	53.3	46.7	条例	生涯学習
	文化財保護審議会	1	8	9	11.1	88.9	条例	生涯学習
	図書館協議会	4	5	9	44.4	55.6	条例	生涯学習
	体育指導委員	10	16	26	38.5	61.5	スポーツ振興法	スポーツ
	総 数	81	212	293	27.6	72.4		

資料：生涯学習グループ(平成19年4月1日現在)

② 市役所における女性役付職員の状況

平成19(2007)年4月1日現在、市役所の管理職（リーダー職及びこれに相当する職以上）総数は69人で、うち女性管理職は6人（8.7%）です。なお、主査職は総数82人で、うち女性は22人（26.8%）です。

3 北名古屋市の取組(平成18年度)

(1) 北名古屋市男女共同参画推進条例の制定・施行

平成18(2006)年3月20日、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進するために、北名古屋市男女共同参画推進条例を制定・施行しました。この条例には6つの基本理念と、その理念に基づいて市、市民・事業者が取り組むべきことを定めています。「意見の申出制度(第20条)」「相談の対応(第21条)」「男女共同参画相談委員(第22条)」「男女共同参画審議会(第23条)」の制度・仕組みを位置づけました。

(2) 意見の申出制度

平成18(2006)年に、市が実施する男女共同参画施策等に対する意見の申し出ができる制度を整備しました。平成18年度の利用実績はありません。

(3) 男女共同参画相談委員

平成18(2006)年に、男女共同参画に関わる相談を受け、内容を調査し関係者への助言を行う相談委員を設置しました。平成18年度の利用実績はありません。

(4) 男女共同参画審議会

平成18(2006)年に、基本計画の策定及び変更並びに男女共同参画の推進に関する事項について調査審議し、提言を行う男女共同参画審議会を設置しました。15人以内の委員で組織され、男女の割合がそれぞれ40%未満にならないようにしています。平成18年度は3回開催しました。

(5) 市民による男女共同参画推進補助事業

団体に企画案の提出を求め、男女共同参画社会の実現に向けその実行を応援しました。4件の応募があり、選考委員5名による書類審査・ヒアリングで選考しました。

事業名	虐待防止のための演劇「ちょっと待ちやーせ！」ボランティアまつり共催	地域社会でのコミュニティ活動と自分興し勉強会
団体	しかつ子育てネットワークの会	さんか・クラブ
開催日	11月12日(日) 午前10時30分～11時15分	(1)12月2日(土)午後2時～4時30分 (2)2月28日(水)午後7時～9時
場所	文化勤労会館大ホール	(1)健康ドーム 研修室 (2)総合体育館 大会議室
参加者	120名	65名
補助額	200千円	165千円

(6) あいち国際女性映画祭 2006 の共催

9月9日(土)に、文化勤労会館の大ホールで中国作品「私たち」の上映とゲスト(コン・チェさん)トークを実施しました。西春駅、東庁舎送迎バス、手話通訳・要約筆記・託児を実施しました。参加者数は478人でした。

(7) あちこちトーク in きたなごや

10月29日(日)に、総合体育館の市民ホールで「災害に強いまちづくり」をテーマに県と共催で講演及びトークセッションを開催しました。参加者数は150人でした。

(8) 男女共同参画情報紙「とらいあんぐる」発行

さんか・クラブに編集を依頼し、9月、2月に発行しました。

(9) おやじの会

小学校10校、中学校2校のおやじの会へ各10万円を補助(委託)し、父親の家庭教育への参加を促進しました。

(10) 女性の会活動

愛知人権ファンクション委員会からの委託を受けて男女共同参画委員会による寸劇「モモタロー・ノー・リターン」DVD・ビデオを作成し、県下各市町村教育委員会等へ配付(120本)しました。

2月18日(日)に、総合体育館の市民ホールで「男女共同参画のつどい」を開催し、老いの風景作者渡辺哲雄氏講演会とビデオ上映を行いました。

(11) 尾張えみの会

1月27日(土)に、総合体育館の市民ホールで「設立20周年記念講演会」を開催しました。鹿嶋敬氏による「ワーク・ライフ・バランスとは何か～男女共同参画社会形成の重要ポイント～」の講演を実施しました。

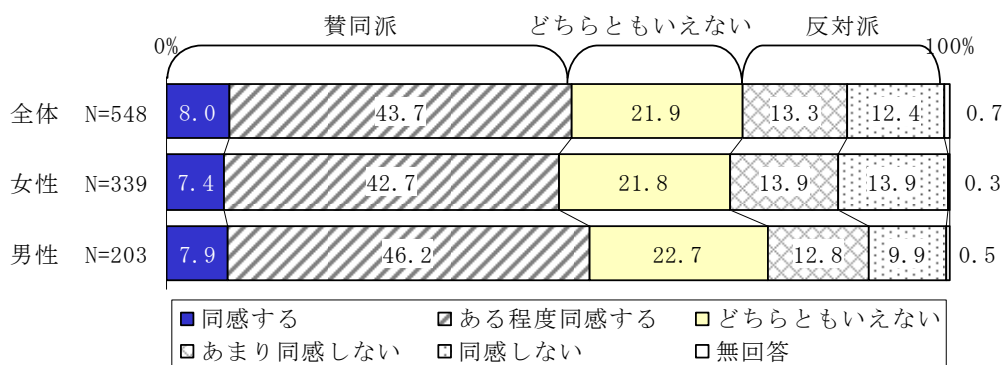
4 「男女の人権尊重・社会参画に関する市民アンケート調査」結果(抜粋)

計画策定のもっとも重要な基礎資料とするために、北名古屋市内に在住する満20歳以上の男女を対象に平成18年12月に実施しました。住民基本台帳・外国人登録から等間隔無作為により1,500人を抽出し、郵送法で実施しました。回収数は551(うち、白票3)、有効回答数548、有効回答率36.5%です。

(1) 「男は仕事、女は家庭」という考え方、“賛同”意見が上回る

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、“反対派”(「あまり同感しない」+「同感しない」)は25.7%、“賛同派”(「同感する」+「ある程度同感する」)は51.7%と、“賛同派”が26.0ポイント上回っています。

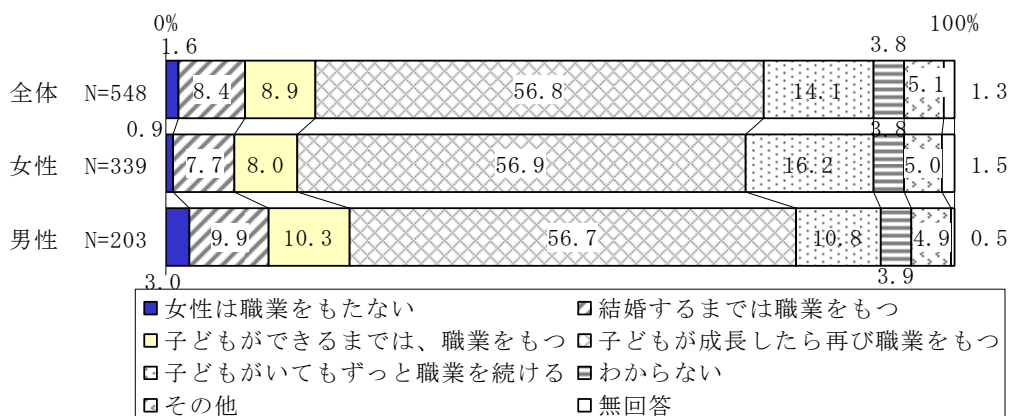
「男は仕事、女は家庭」という考え方について



(2) 「子どもが成長したら再び職業をもつ」を6割近く支持

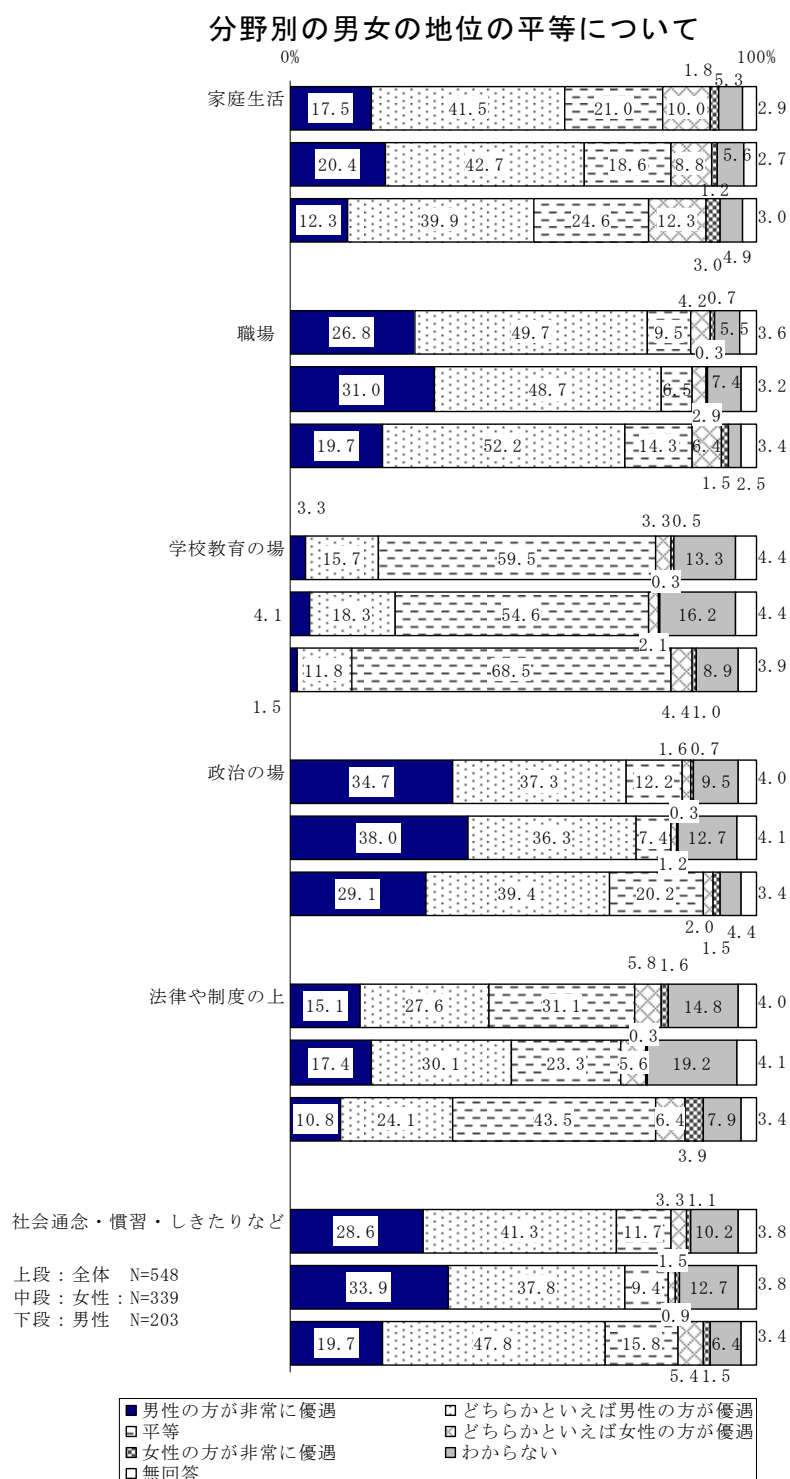
女性の職業と生活設計について、「子どもが成長したら再び職業をもつ」が56.8%でもっとも高くなっています。

女性の職業と生活設計について



(3) 「職場」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」は “男性優遇” の意見が高い

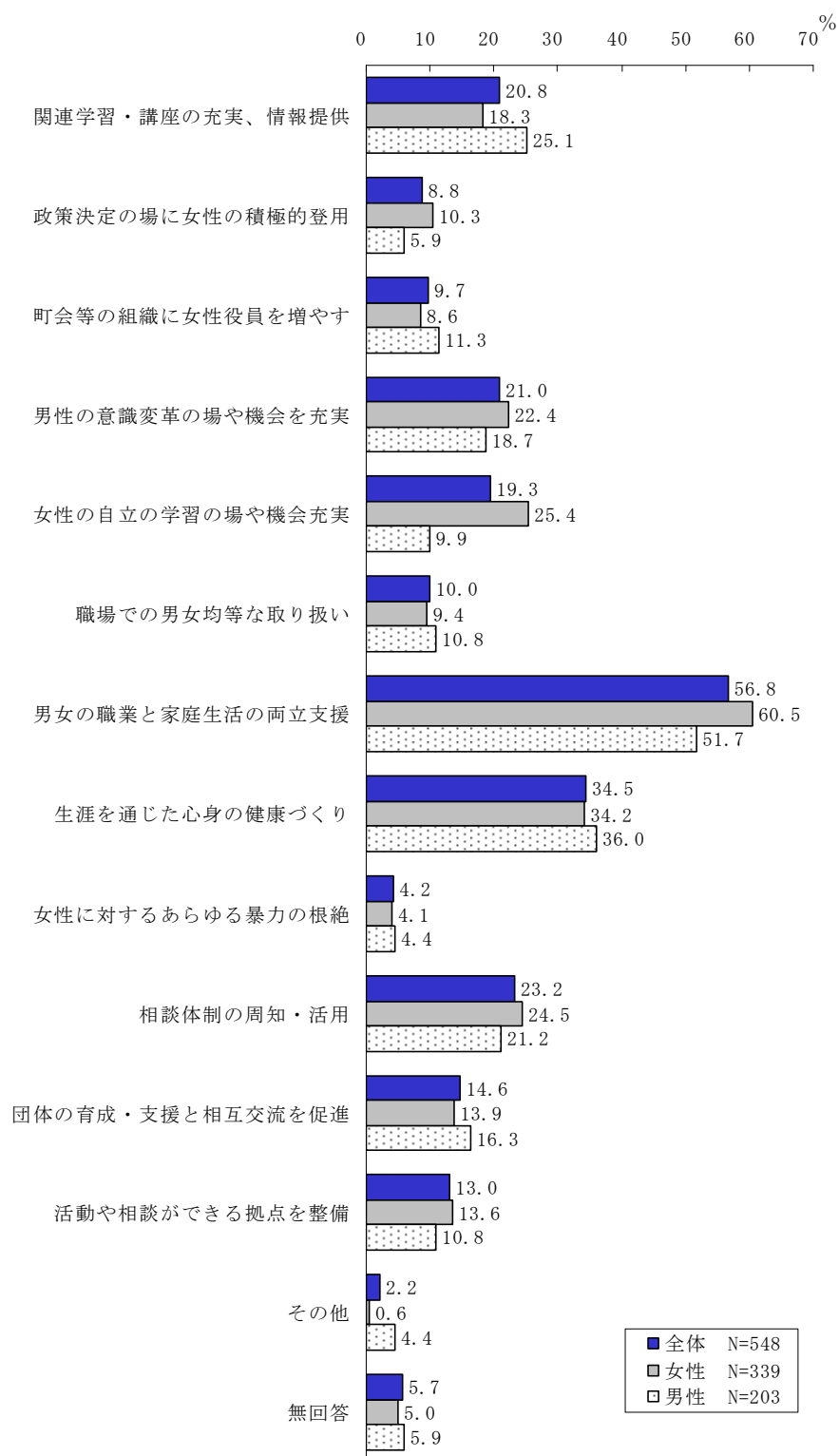
分野別の男女の地位の平等について、“男性優遇”（「男性の方が非常に優遇」＋「どちらかといえば男性の方が優遇」）は、「学校教育の場」を除くすべての分野で高い。特に、「職場」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」で高くなっています。



(4) 「男女の職業と家庭生活の両立支援」の重点的な取組が望まれている

市が男女共同参画のまちづくりとして重点的に取組むべきこととして、「男女の職業と家庭生活の両立支援」56.8%がもっとも高くなっています。

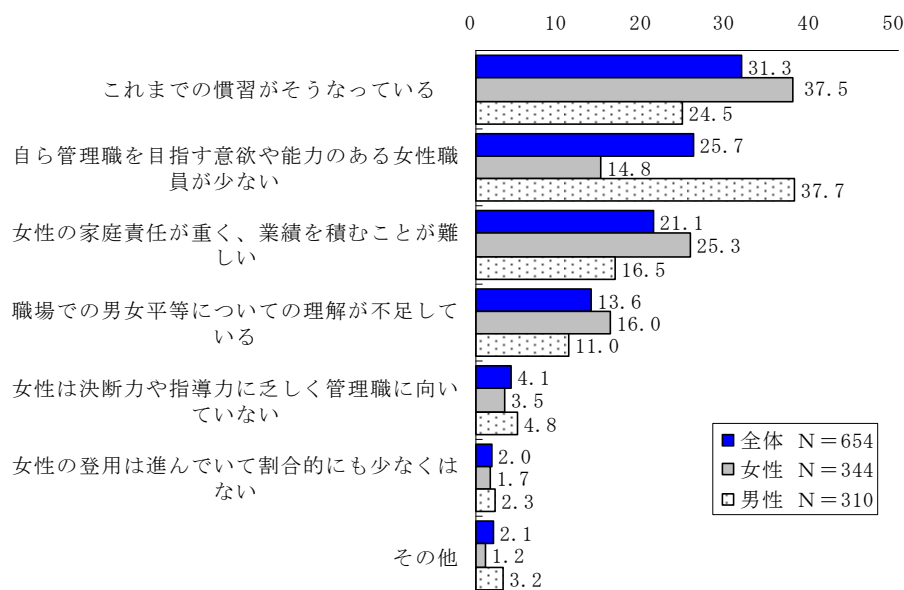
市が男女共同参画のまちづくりとして重点的に取組むべきこと（3つ選択）



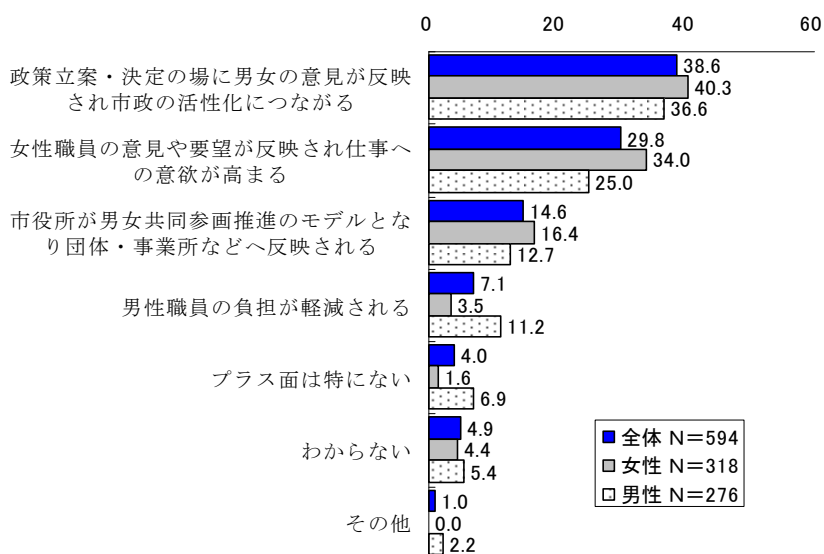
5 「男女共同参画に関する北名古屋市職員アンケート調査」

計画策定の資料とするために、市職員 535 人を対象に平成 19(2007)年 7 月に実施しました。回収数は 394、有効回答率 73.6%です。

(1) 北名古屋市の行政組織において、管理職に女性が占める割合が少ない理由



(2) 北名古屋市の行政組織において、管理職に女性が参画することのプラス面



資料2

男女共同参画関係年表

年	愛知県	国内	世界
1975 (昭和 50)		- 教員・看護婦・父母等に関する育児休業法公布 - 総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進会議」設置	- 国際婦人年世界会議開催 （「世界行動計画」、「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関するメキシコ宣言」採択） 「国連婦人の10年」（'76～'85）決定
1976 (昭和 51)	- 総務部に青少年婦人室を設置 - 婦人悩みごと相談開設（県民サービスセンター内） 「あいち婦人のつどい」の開催開始（以後毎年度） 「愛知県婦人関係行政推進会議」設置 「愛知県婦人問題懇話会」開催（以後毎年度） - 県婦人団体連盟結成	離婚後における婚氏続称制度の新設を含む改正民法・戸籍法公布・施行	
1977 (昭和 52)	「婦人の生活実態と意識に関する調査報告書」作成（平成3年度まで毎年） 「婦人関係行政の概要」作成（以後毎年度） 「愛知の婦人 ちやるま」発行（平成7年度まで毎年）	「国内行動計画」（～'86）策定 「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要項」決定	
1978 (昭和 53)	「愛知県地方計画・推進計画78～80」に婦人の項目を設ける - 県事務所に婦人問題総合窓口を設置 - 婦人労働サービスセンター開設 - 保育大学校開設		
1979 (昭和 54)	- 母子福祉会館開館 - 婦人国際交流事業実施	法務省「相続に関する民法改正要綱試案」を公表	国連「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（「女子差別撤廃条約の採択」）
1980 (昭和 55)	「昭和55年度北陸・中部・近畿地区婦人問題推進地域会議」開催（総理府共催）	「女子差別撤廃条約」署名 - 民法及び家事審判法一部改正公布（配偶者の法定相続分の引上げ、寄与分制度新設）〈翌年施行〉	「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン）開催 - NGOフォーラム並行開催
1981 (昭和 56)	「婦人職業サービスルーム」の開設（一宮県民サービスコーナー内） 「婦人情報資料コーナー」開設（県民サービスセンター内）	「国内行動計画後期重点目標」決定	- ILO 総会「男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約（第156号）」採択 「女子差別撤廃条約」発効
1982 (昭和 57)	「第5次愛知県地方計画」に婦人部門を位置づける - 婦人問題開発事業開始	「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」男女平等問題専門家会議報告 - 労働省婦人少年局に「男女平等法制化準備室」設置	- 国連、女子差別撤廃条約に関する委員会発足 - 国連総会「国際平和と協力推進への婦人の参加に関する宣言」採択
1983 (昭和 58)	「婦人労働旬間シンポジウム」開催	「婦人少年問題審議会」が男女雇用平等法制定に向けて中間報告を发表 - 法制審議会の国籍法部会が国籍法の全面改定要綱案を決定	
1984 (昭和 59)	- 婦人情報システム構想研究会開催 - 市町村婦人対策推進事業費補助制度開始 - 婦人地域活動者表彰制度開始	国籍法及び戸籍法の一部改正法公布（父母両系血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化）〈翌年施行〉	「国連婦人の10年世界会議」のためのエスカップ地域政府間準備会議（東京）を開催
1985 (昭和 60)	「国連婦人の10年」記念事業実施	- 国民年金法一部改正公布（女性の年金権の確立）〈翌年施行〉 - 男女雇用機会均等法公布〈翌年施行〉 - 労働者派遣法公布〈翌年施行〉 - 女子差別撤廃条約批准	- ILO 総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 - 国連婦人の10年ナイロビ世界会議開催（「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」採択） - NGOフォーラム並行開催

年	愛知県	国内	世界
1986 (昭和 61)	- グループ・サークルカウンセリング事業開始 - 地域婦人フォーラム実施 - 婦人情報・相談・交流コーナー開所	「婦人問題企画推進有識者会議」設置	
1987 (昭和 62)	女性グループ活動交流事業開始	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」(以下「新国内行動計画」)策定 - 所得税法一部改正法公布により配偶者特別控除制度創設	
1988 (昭和 63)	高辻センター開館		
1989 (平成元)	「愛知県 21 世紀計画」に女性部門を位置づける 「あいち女性プラン」策定	- 文部省、「新学習指導要領告示」(高等学校家庭科の男女必修化及び中学校技術・家庭科における男女同一の履修の取扱い) 「パートタイム労働指針」制定	国連「児童の権利に関する条約」採択
1990 (平成 2)	- 地域実践活動交流事業開始 - プラン推進記念講演会開催 - 白菊荘改築	「新国内行動計画」見直し方針決定	国連「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択
1991 (平成 3)	- 女性総合センター基本計画策定 - 婦人相談所北区へ移転 - 婦人週間記念フォーラム開始(平成 7 年度まで毎年) - あいち女性プラン推進研究会設置	「新国内行動計画」第 1 次改定 「育児休業法」公布(民間企業対象、両親共に取得可能)<翌年施行> - 国家公務員の育児休業法公布<翌年施行>	ILO 総会「女子労働者のための ILO 活動に関する決議」採択
1992 (平成 4)	- 女性総合センター基本設計 - 市町村女性行政担当者研修会開始	「介護休業等に関するガイドライン」の策定(労働省)	- 環境と開発に関する国連会議(地球サミット)開催(リオデジャネイロ) - NGO フォーラム並行開催
1993 (平成 5)	- 女性総合センター実施設計 「青少年婦人室」から「青少年女性室」へ名称変更 「審議会等委員への女性の登用推進要綱」制定 - 女性総合センター起工式 - 市町村女性行政主管課長会議開始 - 女性総合センター情報システムの基本設計	「パートタイム労働法」公布・施行 - 保健婦助産婦看護婦法改正(男性保健士認める)	- 国連世界人権会議(ウィーン)開催 - 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994 (平成 6)	「あいち農山漁村女性プラン」策定 - 県女性地域実践活動交流協議会結成	- 勤務時間法公布・施行(一般職の国家公務員に介護休暇制度創設) - 総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」を設置 「婚姻制度等に関する民法改正要綱草案」(法務省)	- 国際家族年 「世界女性会議」エスカップ地域準備会議(ジャカルタ)開催(ジャカルタ宣言採択) - 国際人口・開発会議(カイロ)開催
1995 (平成 7)	「第 4 回世界女性会議」記念事業実施 - 平成 7 年度東海・北陸地区女性問題担当行政ブロック会議開催	「育児休業に関する法律の一部を改正する法律」公布(介護休業制度の法制化等) - ILO 第 156 号条約(家族的責任条約)批准	「社会開発の世界サミット」(コペンハーゲン)開催 - 国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 - 第 4 回世界女性会議(北京)開催(「北京宣言及び行動綱領」を採択) - NGO フォーラム並行開催
1996 (平成 8)	- 財団法人あいち女性総合センター設置 「あいち女性プラン」研究会設置 - 愛知県女性総合センター開館 - 女性参政 50 年記念フォーラム開催	- 法制審議会「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申 「新国内行動計画」第 2 次改定に向けて男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画 2000 年プラン」(「新国内行動計画」第 2 次改定)策定	
1997 (平成 9)	- 女性問題懇話会「あいち女性プラン」見直しの基本方向について提言 - 男女共同参画推進地域フォーラム開催 「あいち男女共同参画 2000 年プラン」策定 「平成 9 年度北陸・東海・近畿地区男女共同参画推進地域会議」開催(総理府共催)	「改正男女雇用機会均等法」公布 「無償労働の貨幣評価について」(経済企画庁)発表 「労働省婦人局」を「労働省女性局」に、「婦人少年室」を「女性少年室」に改称 「介護保険法」成立	

年	愛知県	国内	世界
1998 (平成 10)	「愛知 2010 計画」策定（分野別計画に男女共同参画を位置づけ） - あいち男女共同参画推進市町村サミット開催	男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本法―男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり―」答申	
1999 (平成 11)	「男女共同参画社会づくりシンポジウム」開催（総理府共催）	「育児・介護休業法」施行 「改正男女雇用機会均等法」施行 「改正労働基準法」施行 「男女共同参画社会基本法」を公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行	
2000 (平成 12)	「あいち男女共同参画新プランについての意見交換会」開催（名古屋市、豊橋市） - 男女共同参画懇話会提言「21 世紀初頭の男女共同参画新プランの基本方向について」提出	「男女共同参画局」発足 「介護保険法」施行 「健康日本 21」の実施 「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」設置 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」の策定	国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）
2001 (平成 13)	「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」を策定 「男女共同参画の実現を促進するための県条例の基本方向についての県民意見交換会」開催（豊橋市、名古屋市） - 男女共同参画懇話会提言「男女共同参画の実現を促進するための県条例の基本方向について」	- 男女共同参画会議設置 - 男女共同参画局設置 - 第 1 回 男女共同参画週間実施 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	
2002 (平成 14)	- 愛知県男女共同参画推進条例施行 - 愛知県男女共同参画相談委員制度発足 - 男女共同参画月間制定	「改正育児・介護休業法」施行	
2003 (平成 15)	「男女共同参画社会の実現に向けて～県民と事業者のそれぞれの取組、県の役割～」答申	- 男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 - 次世代育成支援対策推進法及び少子化対策基本法成立	女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議（第 4・5 回）
2004 (平成 16)	「あいち農山漁村男女共同参画プラン」策定 - 男女共同参画チャレンジフェスタ開催	- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正（12 月施行） 「女性のチャレンジ大賞」「女性のチャレンジ支援大賞」制定 - 育児・介護休業法改正	
2005 (平成 17)	- 男女共同参画フォーラム in あいち開催（内閣府・名古屋市共催） 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定	- 男女共同参画会議答申「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」 - 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」 - 女性の再チャレンジ支援策検討会議「女性の再チャレンジプラン」策定 - 男女共同参画基本計画（第 2 次）閣議決定	第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク国連本部）
2006 (平成 18)	- 愛知県男女共同参画審議会答申「男女共同参画施策の当面する課題～あいち男女共同参画プラン 21 の中間評価を踏まえて～」 「あいち男女共同参画プラン 21～個性が輝く社会をめざして～」改定	- 男女雇用機会均等法改正 - 少子化と男女共同参画に関する専門調査会「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書」	
2007 (平成 19)	- 女性のチャレンジ相談の開設 - 啓発リーフレット「一人ひとりが輝くために～進めよう男女共同参画社会づくり～」の作成	「女性の再チャレンジ支援ポータル・サイト “女性いきいき応援ナビ”」開設 - 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向報告 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定	
2008 (平成 20)	「愛チャレンジサイト」開設	配偶者暴力防止法の施行	

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確

保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、審査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女いずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前号第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）－抄－

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）－抄－

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日^{*}から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（※平成13年1月6日）

附 則（平成11年12月22日法律第160号）－抄－

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

(平成 14 年 3 月 26 日公布愛知県条例第 2 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 9 条 1 第 1 5 条）

第 3 章 男女共同参画に関する申出等（第 1 6 条 1 第 1 8 条）

第 4 章 愛知県男女共同参画審議会（第 1 9 条）

第 5 章 雑則（第 2 0 条）

附則

男女が性別にかかわらず、人として尊重され個性と能力を十分発揮することができる真に心豊かな社会を築くことは、県民の願いである。

県では、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現のため総合的な計画を策定し、県民が社会のあらゆる分野において自立した男女として多様な生き方を選択することができる様々な取組を行ってきたが、なお一層の努力が必要とされている。

今日、少子高齢化の進展や急速な社会経済情勢の変化の中で、引き続き活力ある豊かな明日の愛知を築くため、男女共同参画社会を実現することは重要となっている。

二十一世紀を迎えた今、私たちは私たち及び将来の愛知を担う人々が、社会のあらゆる分野において男女の区別なく互いに自立した人間として、多様な生き方を認め、喜びや責任を分かち合いながら、真に豊かな生き方のできる地域社会の創造を目指し、男女共同参画の推進に一層取り組むために、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項が、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において推進されることを基本理念として行われなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを行わず、個人としての能力を発揮する機会を確保することその他の男女の人権を尊重すること。

(2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮すること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保すること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における活動との両立ができるようにすること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組を国際的協調の下に行うこと。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者及び市町村と連携を図りながら協力して男女共同参画の推進に取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント（性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）

(3) 男女間における暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動

(公衆に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、公衆に広く表示する情報において、その情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、及び助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないように配慮するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画の策定手続）

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるに当たっては、あらかじめ愛知県男女共同参画審議会（第16条第2項において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができよう必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければならない。

（教育、学習等）

第11条 県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるとともにこれらの者の男女共同参画の推進に関する活動（積極的改善措置を含む。次条第2項において同じ。）を行う意欲が増進されるようにするため、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

（調査研究及び情報提供）

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査及び研究に努めるものとする。

2 県は、県民、事業者又は市町村に対し、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を推進するため必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

（男女共同参画月間）

第13条 男女共同参画についての県民及び事業者の関心と理解を深めるため、男女共同参画月間を設ける。

2 男女共同参画月間は、10月とする。

3 県は、男女共同参画月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（年次報告）

第14条 知事は、毎年、議会に、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画に関する申出等

（県が実施する施策に対する申出）

第16条 県民は、知事に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとする。

（男女共同参画を阻害する事項に係る相談の申出）

第17条 県民は、知事に対し、男女共同参画を阻害する事項に係る相談を申し出ることができる。

（愛知県男女共同参画相談委員）

第18条 知事は、前条の規定による申出があった男女共同参画を阻害する事項の内容を調査し、必要な助言を行うため愛知県男女共同参画相談委員を置くものとする。

第4章 愛知県男女共同参画審議会

第19条 知事の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、愛知県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び第十六条第二項の規定により報告のあった事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

5 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。

6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 第3項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

（規則への委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第17条及び第18条の規定は、同年10月1日から施行する。

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 基本的施策等(第 9 条—第 19 条)

第 3 章 意見及び相談の対応(第 20 条—第 22 条)

第 4 章 男女共同参画審議会(第 23 条)

第 5 章 雑則(第 24 条)

附則

日本国憲法には、男女は個人として尊重され、法の下に平等であるとうたわれています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣習等の課題が依然として存在しており、男女共同参画社会の実現には、なお一層この課題の解決に取り組んでいくことが必要です。

“健康快適都市”を目指す私たちのまち北名古屋市は、女性も男性もお互いの人格を尊重し、あらゆる分野で対等なパートナーシップを発揮しながら、自立した人としての意識と能力を高めます。

そして、私たちと将来を担う子どもたちのために、一人ひとりが自己実現できる“認めあい助けあうまち・いきいきと輝けるまち・きたなごや”を目指し、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等(民間又は公的機関及び営利又は非営利を問わず、事業や活動を行う団体及び個人をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、認め合い助け合って、いきいきと輝ける男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女があらゆる分野において性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が均等に確保され、男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が共に社会の対等な構成員として、市、事業所及びその他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (3) 男女が性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく制度や慣習によってその活動が制限されることなく、多様な生き方が選択できるよう配慮されること。
- (4) 男女が互いに人格を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護、その他の家庭生活と職場、その他地域のあらゆる分野における活動を共に行うことがで

きるように配慮されること。

(5) 男女が、互いの性の理解を深めるとともに、妊娠、出産その他、性に関する事項については自らの意思が尊重され、生涯を通じた心身の健康づくりが推進されること。

(6) 男女共同参画は、広域的及び国際的な協調の下に推進されること。

(市の責務)

第3条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(以下「男女共同参画施策」という。)を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者等と協力し、連携して男女共同参画施策を実施しなければならない。

3 市は、率先して男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念に基づき、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念に基づき、男女が職場における活動に対等に参画できる機会の積極的確保に努めるとともに、職場生活と育児、介護等の家庭生活を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画に関する教育)

第6条 学校教育その他のあらゆる教育に携わる者は、男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 市民は、将来を担う子どもたちの教育に関し幼少期から、家庭及び地域で男女共同参画の基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

3 学校教育その他の教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取り扱いを行ってはならない。

2 何人も、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により他人に不快感又は不利益を与えたり、生活環境を害すること)を行ってはならない。

3 何人も家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に対する身体又は精神に著しく苦痛を与える暴力その他の行為)を行ってはならない。

(市民に表示する情報への配慮)

第8条 何人も、市民に表示する情報、広告等において、性別による固定的な役割分担意識又は異性に対する暴力を助長する表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映させるよう努め、第23条第1項に規定する北名古屋市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民等に対する支援)

第10条 市は、男女共同参画を推進する活動を行う市民及び男女共同参画を推進する団体に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第11条 市長は、主要な男女共同参画施策の実施状況等について公表するものとする。

(体制等の整備)

第12条 市は、男女共同参画を推進するために必要な体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(参画機会の拡大)

第13条 市は、市民及び事業者等と協力して、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、性別にかかわらず能力を発揮する機会が均等に確保されるよう努めなければならない。

2 市は、政策決定過程への男女共同参画を推進するため、附属機関として設置する審議会等委員構成に男女間格差が生じている場合には、積極的にそれを是正するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画を推進するため、職員の能力開発を進め、その能力と適性に応じて、性別にかかわらず適切に人材配置するよう努めなければならない。

(拠点施設の整備)

第14条 市は、男女共同参画施策を実施するため、拠点施設の整備に努めるものとする。

(学習及び教育に対する支援)

第15条 市は、男女共同参画について理解が深まるように、市民の生涯学習を支援するとともに、学校教育、社会教育、家庭教育等あらゆる教育において、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第16条 市は、男女が共に育児、介護その他の家庭生活における活動と職業、地域等の家庭生活以外の活動を両立することができるように必要な支援を行うよう努めなければならない。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

第17条 市は、事業者に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供及びその他の支援を行うよう努めるものとする。

(生涯を通じた健康支援)

第18条 市は、男女が互いの性の理解を深め、生涯を通じて心身共に健康に過ごすことができるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(国際的協調)

第 19 条 市は、男女共同参画を推進するため、国際交流の促進、情報交換等必要な支援を行い、国際的協調に努めるものとする。

第 3 章 意見及び相談の対応

(意見の申出)

第 20 条 市民、事業者等は、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対して、市長に意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合は、その処理について、第 23 条第 1 項に規定する北名古屋市男女共同参画審議会に意見を求めることができる。

(相談の対応)

第 21 条 市は、男女共同参画の推進を阻害する権利侵害に関する市民及び事業者等からの相談に対応するため、関係機関との連携を図り、支援体制の整備充実に努めるものとする。

(男女共同参画相談委員)

第 22 条 前条の規定による市民及び事業者等からの相談に対して、その内容を調査し、関係者への助言を行うため、市長は、北名古屋市男女共同参画相談委員を置くことができる。

第 4 章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第 23 条 男女共同参画施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、北名古屋市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画の推進に関する事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に対し、意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する 15 人以内で組織し、委員の一部は公募する。

5 男女いずれか一方の委員の数は委員の総数の 4 割未満であってはならない。

6 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 意見の申出(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 男女共同参画相談委員(第 4 条—第 9 条)
- 第 4 章 男女共同参画審議会(第 10 条—第 15 条)
- 第 5 章 雑則(第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北名古屋市男女共同参画推進条例(平成 18 年北名古屋市条例第 70 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 意見の申出

(意見の申出)

第 2 条 条例第 20 条第 1 項の規定による申出をしようとする者(以下「意見の申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。ただし、市長が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭で申出をすることができる。

- (1) 意見の申出者の氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号
- (2) 申出の趣旨及び理由
- (3) 他の機関への相談等の状況
- (4) 申出に係る事実があった日
- (5) 申出の年月日

2 前項ただし書の規定により口頭で申出をしようとするときは、同項第 1 号から第 4 号までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、市長は、その内容を録取するものとする。

(意見の処理)

第 3 条 市長は、前条第 1 項の申出があったときは、当該関係者に対し、内容の調査及び処理を命ずるものとする。

2 市長は、意見の申出をした者に対し、処理内容を通知しなければならない。

第 3 章 男女共同参画相談委員

(男女共同参画相談委員)

第 4 条 条例第 22 条の北名古屋市男女共同参画相談委員(以下「相談委員」という。)は、男女各 1 人とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進及び行政に関し優れた識見を有するもののうちから、市長が委嘱する。

2 相談委員のうち、1 人は、法律に関し学識経験を有する者とする。

- 3 相談委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、相談委員が欠けた場合における補欠の相談委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 市長は、相談委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職務上の義務違反その他相談委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

(服務)

第 5 条 相談委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 相談委員は、政党その他の政治的団体の役員となることができない。
- 3 相談委員は、地方公共団体の議会の議員又は長と兼ねることができない。

(相談の申出)

第 6 条 相談委員に相談をしようとする者(以下「相談者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出しなければならない。ただし、市長が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭で申出をすることができる。

(1) 相談者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)並びに電話番号

(2) 相談の趣旨及び理由

(3) 他の機関への相談等の状況

(4) 相談に係る事実があった日

(5) 申出の年月日

- 2 前項ただし書の規定により口頭で申出をしようとするときは、同項第 1 号から第 4 号までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、市長は、その内容を録取するものとする。

(調査及び処理)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の申出があったときは、相談委員を指定して、事案の調査及び処理を依頼するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、相談委員に事案の調査及び処理を依頼しないものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 条例又はこの規則の規定に基づく相談委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、相談委員に調査及び処理を命ずることが適当でないと認める事項

- 3 市長は、調査及び処理を命じた事案が、前項第 2 号又は第 4 号に該当するに至ったときは、相談委員に調査及び処理を中止させるものとする。

4 市長は、前条第 1 項第 4 号に規定する日から 1 年を経過した日以後に申出をされたときは、相談委員に当該申出について調査及び処理を依頼しないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

5 市長は、調査及び処理をしないとき並びに調査及び処理を中止させるときは、その旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

(事案の処理)

第 8 条 相談委員は、当該申出をした者に対し、面談により助言を行うものとする。

2 相談委員は、必要に応じて関係者に対し、助言又は是正の要望を行うものとする。

3 相談委員は、事案の処理状況、これに関する所見等についての報告書を作成し、市長に提出するものとする。

(庶務)

第 9 条 相談委員の庶務は、北名古屋市教育委員会事務局教育部生涯学習グループにおいて処理する。

第 4 章 男女共同参画審議会

(会長及び副会長)

第 10 条 条例第 23 条第 1 項の北名古屋市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 11 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 12 条 審議会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会員の互選によって定める。

5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。

(関係者の出席)

第 13 条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第 14 条 審議会の会議は、次に掲げる場合を除き、公開するものとする。

(1) 個人情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 前号に掲げるもののほか、会長が非公開と認める場合
(庶務)

第 15 条 審議会の庶務は、北名古屋市教育委員会事務局教育部生涯学習グループにおいて処理する。

第 5 章 雑則

(雑則)

第 16 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

北名古屋市男女共同参画審議会委員名簿

(平成 18 年 6 月 13 日委嘱 敬称略)

氏 名	所 属 等
天 野 滋	学識経験者
遠藤 はるみ	教育関係者
大口 喜久子	女性団体代表
志 賀 勝 則	公募委員
副 会 長 白 井 一 又	公募委員
塚 崎 真 澄	子育て関係者
会 長 徳 永 敏 枝	学識経験者
中 島 基 晴	学識経験者
日 置 雅 子	学識経験者
平 野 由 梨	学識経験者
藤 岡 重 光	教育関係者
柳 井 守 隆	地域代表 (平成 19 年 4 月 13 日委嘱)
山 田 貴 志 子	学識経験者
横 手 政 孝	企業代表
四 谷 美 津 子	公募委員
井 上 好 章	地域代表 (平成 19 年 4 月 12 日辞任)

資料8

男女共同参画プラン策定市民ワークショップ参加者名簿

(敬称略)

団 体 (組 織)	氏 名
子ども会連絡協議会理事	池 山 富二男
女性の会男女共同参画委員会委員長	大 口 有 紀
済衆館病院看護師	小 川 のり子
体育協会副会長	河 口 牧 子
さんか・クラブ会長	志 賀 勝 則
師勝町商工会女性部長	高 柳 洸 子
ボランティア連絡協議会会長	田 湊 啓 治
しかつ子育てネットワークの会会長	塚 崎 真 澄
男女共同参画審議会会長	徳 永 敏 枝
市民記者	中 島 登
文化協会芸能副部長	永 峰 正 康
老人クラブ連合会監事	真 下 裕 弘
NPO 法人じゃがいも九之坪児童館委託	水 野 真 利
自治会長会県営住宅自治会長	柳 井 守 隆
尾張えみの会会計監査	山 田 貴志子

平成 18 年 3 月 20 日
告示第 18 号

(設置)

第 1 条 北名古屋市における男女共同参画の諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、北名古屋市男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会のあり方に関すること。
- (2) 男女共同参画推進のための方針及び施策に関すること。
- (3) 男女共同参画推進事業の企画、実施及び啓発に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画にかかわる重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、部長職及び次長職にある職員のうちから本部長が指定する職員をもって充てる。
- 4 本部長は、必要に応じて、本部の下部組織としてワーキング部会を置くことができる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、北名古屋市教育委員会事務局教育部において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日告示第 150 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成19年5月17日決裁

（設置）

第1条 北名古屋市男女共同参画推進本部設置要綱（平成18年北名古屋市告示第18号）第3条第4項の規定により、男女共同参画施策の推進に関する諸課題を調査、検討するため、北名古屋市男女共同参画推進ワーキング部会（以下「ワーキング部会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 ワーキング部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する事項を調査、検討すること。
- (2) 男女共同参画施策の立案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画行政の推進に関すること。

（組織）

第3条 ワーキング部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

- 2 部会長は、副市長をもって充て、副部会長は、教育長をもって充てる。
- 3 部会員は、別表に掲げるリーダーの職にある職員をもって充てる。
- 4 部会長は、必要に応じて、ワーキング部会に部長又は次長の職にある職員の出席を求めることができる。

（部会長及び副部会長）

第4条 部会長は、会務を総理し、ワーキング部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 ワーキング部会は、部会長が招集し、主宰する。

（庶務）

第6条 ワーキング部会の庶務は、北名古屋市教育委員会事務局教育部において処理する。

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキング部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成19年5月23日から施行する。

実施年月日	内 容
平成 18 年	
6月 13 日	第 1 回 北名古屋市男女共同参画審議会開催 (仮称) 男女共同参画プランのための部会員 4 人選出
8月 24 日	第 1 回 男女共同参画審議会部会開催 市民意識調査について協議
10月31 日	第 2 回 男女共同参画審議会部会開催 市民意識調査について協議
11月16 日	第 3 回 男女共同参画審議会部会開催 市民意識調査について協議
12 月 1 日	北名古屋市男女の人権尊重・社会参画アンケート調査(中学生、大学生対象)実施
12 月 6 日	北名古屋市男女の人権尊重・社会参画アンケート調査(市民対象)実施
12月22 日	第 2 回 北名古屋市男女共同参画審議会開催 (仮称) 男女共同参画プラン構想について協議
平成 19 年	
3月	北名古屋市男女の人権尊重・社会参画に関するアンケート調査報告書発行
3月 27 日	第 3 回 北名古屋市男女共同参画審議会開催 (仮称) 男女共同参画プランの骨子について協議
5月 23 日	第 1 回 職員ワーキング部会開催 関係各グループへ実施施策・事業調査票配布
6月 13 日	第 1 回 市民ワークショップ開催 現状説明・調査票配布(取り組む事業について)
7月 11 日	第 2 回 市民ワークショップ開催 キャッチフレーズ・具体的な取組協議(KJ法) 職員アンケート実施
7月 13 日	「北名古屋市男女共同参画プラン」策定調査票<学校教育>実施
8 月 1 日	第 3 回 市民ワークショップ開催 キャッチフレーズ・体系図・具体的な取組市民案決定
8 月 1 日	関係各グループへ施策・事業検討シート配布
9 月 4 日	関係グループインタビュー調査
9月 12 日	第 2 回 職員ワーキング部会開催 プラン(案)の検討

実施年月日	内 容
9月27日	第1回 推進本部開催 プラン（案）協議、職員アンケート結果速報報告
10月9日	プラン（案）市長決裁
10月16日	第4回 北名古屋市男女共同参画審議会開催 審議会長へ市長からプラン（案）を諮問 プラン（案）の審議
11月1日 ～16日	パブリックコメント実施
11月28日	第2回 推進本部開催 審議会意見を反映したプラン（案）協議
12月13日	第5回 北名古屋市男女共同参画審議会開催 プラン（案）の最終審議、審議会長から市長へ答申
平成 20 年 1 月 8 日	第3回 推進本部開催 プラン決定

資料12

男女共同参画を理解するための用語解説

A～Z

～DV（ドメスティック・バイオレンス）～

- 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）から受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が平成14年（2002年）4月1日から全面施行された。

～HIV／エイズ～

- HIVはhuman immunodeficiency virus（ヒト免疫不全ウイルス）の略。性交・輸血・血液製剤の使用等で男女とも感染する。エイズはHIVを病原体とする免疫機構が破壊される病気。

～NGO～

- Non-Governmental Organizationの略。非政府組織・機関、民間公益団体。近年では主に国際開発協力等に従事する国内・国際組織をさす。かかわる問題も、軍縮、環境、人口、女性、開発援助、学術等、多方面にわたっている。

～NPO～

- Non Profit Organizationの略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体である。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。平成10年（1998年）に特定非営利活動促進法（NPO法）が制定され、社会貢献を目的とする活動を行う民間の市民団

体や市民事業体が緩やかな条件で法人格を取ることが可能になった。

ア行

～おやじの会～

- 地域の父親が集まるサークル。父親が育児・教育活動へ積極的に関与することを目的とするもの。学校行事やボランティア活動に参加したり、独自に子ども向けのイベントを開催したりする。北名古屋市でも活躍中。

カ行

～北名古屋市男女共同参画推進条例～

- 資料編（P77）参照。

～北名古屋市男女共同参画審議会～

- 男女共同参画施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、北名古屋市男女共同参画推進条例第23条第1項に基づいて設置した審議会。

～キャリア教育～

- 望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

サ行

～シェルター～

- 暴力等から逃れてきた女性のための一時避難所のこと。女性に対し、居住場所や食事等を提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行っている。

社会的性別（ジェンダー）

- 女らしさ、男らしさというような社会的・文化的につくられる性別・性差のこと。ジェンダーに対し、生物学的な性別をセックスという。ジェンダーは普遍的なものではなく、その時代の社会や文化によって左右される。

～女性に対する暴力をなくす運動～

- 国、地方公共団体、女性団体、その他関係機関が協力・連携し、女性に対する暴力を根絶するための意識啓発に取り組む期間。毎年11月12日～25日（25日は、女性に対する暴力撤廃国際日）を設定。

～女性のチャレンジ支援～

- 平成15（2003）年4月に決定された取組。意欲と能力のある女性が活躍できるよう支援するもの。重点的な取組として、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、身近なチャレンジモデルの提示、チャレンジ支援のためのネットワーク環境の整備がある。

～セクシュアル・ハラスメント～

- 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

～積極的改善措置（ポジティブアクション）～

- 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

タ行

～男女共同参画社会～

- 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保された社会をいう。この社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるとともに、男女が共に責任を担うとされている。

～男女共同参画社会基本法～

- 男女共同参画社会の形成に関し、5つの基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11（1999）年6月23日に公布・施行された。

～男女雇用機会均等法～

- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律。差別的取り扱いの禁止が定められている。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上必要な配慮を事業主に義務づけている。

～男女混合名簿～

- 性別に分けず、あいうえお順や生年月日順等によって男女を一緒にした名簿。学校等で広く用いられている「男女別名簿」は「男は先・主・優」「女は後・従・劣」意識を生み出す原因になっているとの指摘があり、男女平等教育を推進するため、男女混合名簿を導入する学校が増加している。

～男女平等～

- 男女平等とは、「性差による差別」を一切解消した状態をいう。「性差による差別」は、出産等の生物的、肉体的機能による区別を除くすべての社会的な男女格差のことをいう。社会的な男女格差の解消を目的に、男女どちらかだけを対象にした取組〔積極的改善措置（ポジティブアクション）〕は「性差による差別」ではない。

～デートDV～

- 結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。男女交際においても虐待や暴力による対等でない関係が問題視されている。

ハ行

～「ファミリーフレンドリー」企業～

- ①育児休業制度、介護休業制度等の仕事と家庭との両立を支援する多くの制度をもっており、かつ、男性や管理職も含め実際によく利用されていること。②フレックスタイム制、在宅勤務制度等の仕事と家庭とのバランスに気配りした柔軟な働き方ができる制度をもっており、かつ、実際によく利用されていること。③制度の利用がしやすい雰囲気であり、経営トップや管理職の理解があるなど仕事

と家庭との両立がしやすい文化をもっている企業のことをいう。

マ行

～メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）～

- 内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）によって、様々な病気が引き起こされやすくなった状態のこと。

ラ行

～ライフスタイル～

- 生活様式のことだが、衣食住だけでなく、交際や娯楽等も含む暮らしぶり、さらには、生活に対する考え方や習慣等も含まれ、文化とほぼ同じ意味をもっている。

～労働基準法～

- 賃金の最低額・安全・衛生等家内労働に関する事項を定め、その労働条件の向上を図るための法律。

ワ行

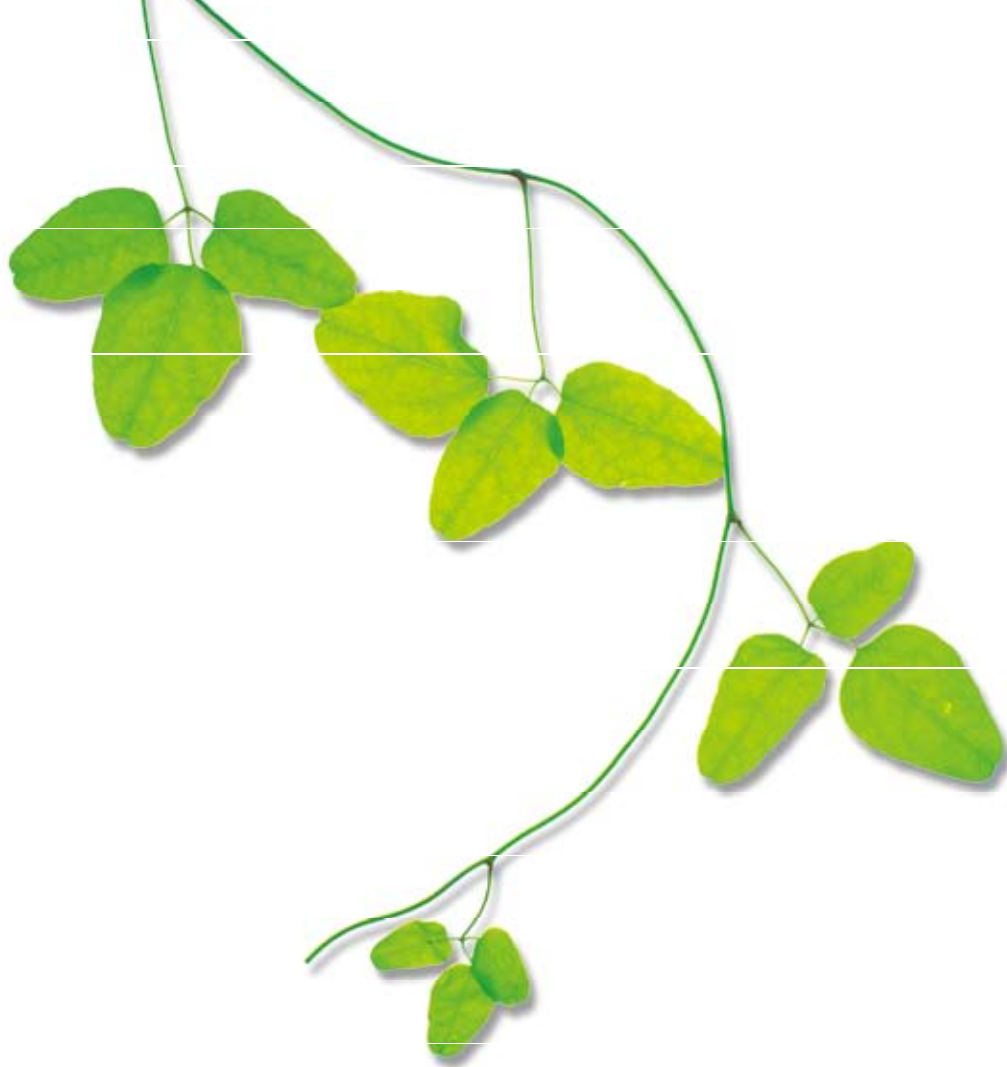
～ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）～

- 男女ともに仕事と家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいい、少子化対策に連動する形で広まっている。また、国はその基本理念を示す「憲章」と国や企業などが取り組むべきことをまとめた「行動指針」を平成 19 年に策定した。

～ワン・ストップサービス～

- 分野や管轄の異なった複数の行政手続きや書類の受け取りが1か所で可能になること。

編集 北名古屋市教育委員会 生涯学習グループ
北名古屋市役所 東庁舎
〒481-8501 愛知県北名古屋市熊之庄御柵60番地
電話番号 0568-23-6111
E-mai shogai@city.kitanagoya.lg.jp
ホームページ <http://www.city.kitanagoya.lg.jp/>



北名古屋市

北名古屋市 男女共同参画プラン